

**PAYGATE包括加盟店規約  
(クレジット)**

**Ver3.2**

**2025.10**

株式会社スマレジ

## PAYGATE包括加盟店規約(クレジット)

### 第1条(総則)

本規約は、第2条に定める加盟店が、日本国内の店舗、施設において、株式会社スマレジ(以下「当社」という)が運営・管理を行う役務である「クレジット決済サービス及びその他サービス」(以下「本サービス」という)を利用するにあたり、加盟店と当社との間の契約関係(以下「本契約」という)について定めるものです。

### 第2条(用語の定義)

本規約における各用語の定義は以下各号のとおりとします。

1. 「対象カード会社」とは、三菱UFJニコス株式会社、株式会社ジェーシービーその他カード会員にカードを発行、貸与したクレジットカード会社のうち当社が指定した者をいいます。
2. 「カード会員」とは、対象カード会社が各々定める会員規約を承認の上、入会を申込み、入会を承諾された個人、法人及び団体をいいます。
3. 「カード」とは、対象カード会社がカード会員に発行、貸与する対象カード会社所定規格のクレジットカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいいます。
4. 「加盟店」とは、本規約を承認の上、当社及び対象カード会社に加盟を申し込み、両社が加盟を承諾した個人、法人及び団体をいいます。
5. 「加盟店申込者」とは、自らの店舗又は施設において、カード会員と商取引を行うために、当社に本契約を申し込んだ(申し込む予定も含む)個人、法人又は団体をいいます。
6. 「加盟店規約」とは、クレジットカードなどによる信用販売を行う場合の対象カード会社規定の対象カード会社と加盟店との権利義務関係を定めたものをいいます。
7. 「商品等」とは、加盟店がカード会員に提供する商品、権利、役務等をいいます。
8. 「信用販売」とは、カード会員及び加盟店が当社及び対象カード会社所定の手続きを行うことにより、加盟店が商品、権利の代金又は役務の対価等をカード会員から直接受領することなく、カード会員に商品、権利の引渡し又は役務の提供等を行う販売方法をいいます。
9. 「債権譲渡等」とは、加盟店がカード会員に対して行った信用販売の代金債権を本規約及び加盟店規約に従って譲渡すること又は当該代金債権について加盟店と対象カード会社との間で立替払契約が成立することをいいます。
10. 「サービス開始日」とは、当社が当社決済システムに加盟店が本サービスを利用できるように設定した日をいいます。
11. 「債権買取代金」とは、加盟店が対象カード会社に譲渡した信用販売の代金債権又は立替払契約に基づく立替払金から、対象カード会社が加盟店規約に規定する加盟店手数料を差し引いた代金をいいます。
12. 「機器等費用」とは、加盟店が本サービスを利用するにあたり、当社又は当社が認めた法人等から購入する付属機器及びプリンター等(以下「機器等」という)の費用をいいます。
13. 「登録料」とは、加盟店が本サービスの利用を開始するために当社決済システムその他の事務処理に関して加盟店に課金される費用をいいます。
14. 「月額利用料」とは、サービス開始日以降、加盟店が本サービスを利用するにあたり、当社に対して発生する料金をいいます。

## PAYGATE包括加盟店規約(クレジット)

15. 「決済手数料」とは、サービス開始日以降、加盟店が本サービスを利用した信用販売金額に対して一定の割合で発生する料金をいいます。
16. 「トランザクション料」とは、サービス開始日以降、加盟店が本サービスを利用した信用販売1件ごとに発生する料金をいいます。
17. 「諸費用」とは、振込手数料など、本条第12号ないし第16号の費用及び料金に該当しない当社が規定した費用をいいます。
18. 「振込代金」とは、債権買取代金から、本条第12号ないし第17号の費用及び料金を差し引いた金銭をいいます。

### 第3条(本サービスの申込み、契約の成立)

1. 加盟店申込者は、本サービスを利用したいときは、本規約を承認の上、対象カード会社と加盟店契約を締結するために必要な業務について、その処理に必要な代理権を当社に付与した上で次の各号に定める書面に虚偽なく情報を記入し、当社に提出するものとします。
  - (1) 当社の指定する加盟店申込書
  - (2) 前号のほか、加盟店審査のために対象カード会社及び当社が特に要求する資料
2. 当社は、前項の書面を受領後、加盟店申込者が希望するVISA、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、Discoverのクレジットカードブランド並びにその他当社が提供する決済処理等(以下「決済処理等」という)を効率的に行えるように調整を行い、これらの決済処理等ができる対象カード会社等に対して加盟店審査の申請を行います。
3. 対象カード会社が行う加盟店審査の結果、対象カード会社から加盟店申込者を加盟店として適当と認める旨の通知が当社に到達し、当社が承諾したときは、その時点で加盟店申込者と当該対象カード会社との間で加盟店契約が成立するものとします。
4. 対象カード会社が行う加盟店審査の結果、対象カード会社から加盟店申込者を加盟店として不適当と認める旨の通知が当社に到達したときは、加盟店申込者と当該対象カード会社との間での加盟店契約は成立しません。なお、当社は、対象カード会社による加盟店審査の結果が不適当であった理由について加盟店に説明する義務を負わないものとします。
5. 加盟店と対象カード会社との間で締結される加盟店契約の内容は、対象カード会社が定めた加盟店規約をはじめとする規則及び本契約の内容となります。ただし、加盟店規約等の規則と本契約の内容が異なる場合は本規約の内容が優先するものとします。
6. 加盟店申込者が対象カード会社の既存加盟店の場合は、既存の契約が優先される場合があります。

### 第4条(本サービス提供条件)

1. 本サービスの提供地域は、日本国内とします。
2. 加盟店は、当社が認めた本サービスを利用できるものとし、他の目的で当社システムにアクセスしないものとします。
3. 加盟店は、当社の書面による事前の承諾を得ずに加盟店を通じて第三者に本サービスを利用させることはできないものとします。
4. 当社から加盟店への通知は、本サービスの提供に伴い閲覧に供する当社サイトに掲載又は通知内容を記載した

## PAYGATE包括加盟店規約(クレジット)

電子メール若しくは書面を送付する等、当社が適当と判断する方法により行います。

5. 当社は、当社所定の管理用WEBサイト(以下「関連提供サイト」という)又は電子メールをもって請求書に代えることができるものとします。
6. 当社から加盟店への通知を関連提供サイトへの掲載又は電子メールの送信により行う場合には、当該通知は、その内容がインターネット接続サービス用設備に入力された時に到達したものとします。「インターネット接続サービス用設備に入力された」とは、加盟店が通常の方法でアクセスすれば、閲覧できる状態におくことを意味し、加盟店が実際に閲覧したことまで必要とはしないものとします。
7. 加盟店は、本サービス利用にあたって、自らの費用と責任で必要な電気通信設備及び機器等を用意し、本サービスを利用可能な状態におくものとします。
8. 加盟店は、本契約に基づき当社から発行されたIDを第三者に貸与及び第三者と共有してはならないものとします。また、IDに対するパスワードを第三者に開示及び漏えいすることのないように、適切な管理を行うものとします。なお、加盟店の管理上の問題によって、当社、対象カード会社及びカード会員が損害を被った時には、すべて加盟店の責任と負担で解決するものとします。
9. 本サービスに関して、明示、黙示を問わず、当社による保証はなく、その提供される時点で有する状態でのみ提供されることとします。
10. 本サービスの品質及び成果に関するリスクは、加盟店負担となります。
11. 当社は、いつでも本サービスの一部又は全部の内容を変更、修正及び削除等できるものとします。
12. 当社は、前項の措置によって生じた損害につき、一切の責任を負わないものとします。
13. 端末機の利用については別途当社が定める利用規約に基づくものとします。

## 第5条(業務委託)

1. 加盟店は、当社に対して、次の各号の業務について、その処理に必要な包括代理権を当社に付与した上で委託し、当社はこれを受託し、善良なる管理者の注意をもって対象カード会社に対して受託業務を処理します。
  - (1) 信用販売の申込受付業務、事前承認請求業務及び事前承認請求結果の受領業務
  - (2) 対象カード会社への債権譲渡等業務
  - (3) 債権買取代金の受領業務
  - (4) 信用販売の解除又は取消に際し発生する債権買取代金の返還等に関する業務
  - (5) 上記各号に定める業務に付随する一切の業務
2. 当社は、加盟店の代理人として本サービスに関する業務受託(以下「業務受託」という)を実施することについて、対象カード会社との間で当社が代理店として業務受託を実施することに関する契約を締結し、これを維持します。
3. 当社は、カード会員に対して安心、安全な決済処理等を利用してもらえるよう、また、加盟店が本サービスを継続して利用できるよう、必要に応じて加盟店に対し、指導監督を行うことができるものとします。
4. 加盟店は、当社の書面による事前の承諾がない限り、本契約に基づいて行う業務の全部又は一部を第三者に委託できないものとします。また、当社が業務委託を許諾した場合においても、加盟店は本規約に定めるすべての業務及び責任について免れないものとします。また、業務委託した第三者が委託業務に関連して当社及び対象カード会社に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して当社及び対象カード会社の損害を賠償するものとします。

第6条(届出事項の変更)

1. 加盟店は、当社及び対象カード会社に届け出ている商号、代表者、所在地、電話番号、カード取扱店舗及び振込指定金融機関口座並びにその他加盟店申込書に記載した諸事項に変更が生じた場合には、直ちに当社所定の方法により、当社及び対象カード会社へ届出し、承諾を得るものとします。
2. 前項の届出がないために、当社又は対象カード会社からの通知、送付書類若しくは債権買取代金が延着又は到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなすものとします。

第7条(信用販売)

1. 加盟店は、カード会員からカード提示による信用販売を求められた場合、カードの真偽、有効期限及びカード無効通知を照合し、カードが有効であることを確認し、当社又は対象カード会社所定の売上票にカード記載の会員番号、会員氏名、有効期限等をカード用印字機(インプリンター等)により印字し、カード会員の指定する信用販売の種類、金額、加盟店番号、加盟店名、取扱日付、品名、取扱者名等所定の事項を記入の上、その場でカード会員の署名を求め、カード記載の署名と同一であることを、かつカード提示者がカード記載の本人であることを善良なる管理者の注意義務をもって確認の上、信用販売を行い、売上票の控え(カード会員用控え)又は売上票に記載した内容を表す書面をカード会員に交付するものとします。なお、加盟店は、カード会員に対し売上票に当社及び対象カード会社所定の項目以外の記載を求めてはならないものとします。
2. 加盟店は、前項の規定にかかわらず、当社所定の決済端末を利用して信用販売を行う場合は、原則として全件について事前に対象カード会社の承認を求めるとし、承認を得た時は、承認番号を記載した売上票にカード会員の署名を徴求し、売上票の控えをカード会員に交付するものとします。ただし、決済端末に暗証番号入力機能が具備されている場合は、カード会員が暗証番号を入力し、かつ正しい暗証番号が入力されたことを確認することにより、カード会員からの署名の徴求を省略することができるものとします。
3. 加盟店は、次の各号に該当する場合、前二項の善良なる管理者の注意義務に違反する信用販売に該当することを確認するものとします。
  - (1)カードを提示し信用販売を求めた者とカード名義人の氏名、性別が異なる場合
  - (2)信用販売を求めた者が、名義人が異なる複数のカードを提示した場合
4. 本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当社及び対象カード会社が別途信用販売の方法を指定し、書面で通知した場合には、その通知した方法により信用販売を行うものとします。
5. 加盟店は、各種法令に定められた事項を記載した書面をカード会員へ交付するものとします。なお、各種法令に定めがなく、かつ当社及び対象カード会社が認めた場合は、売上票の発行を省略することができるものとします。
6. 加盟店が売上票に記載できる金額は、当該売上代金(税金、送料を含む)のみとし、立替金及び過去の売掛金の精算等を含めることはできないものとします。
7. 加盟店は、売上票の金額訂正、売上金額の分割記載、取扱日付の不実記載等はできないものとします。
8. 加盟店は、当社が事前に書面により承諾した場合を除き、当社所定の決済システム、売上集計表及び売上票を使用するものとします。また、売上票の控え(対象カード会社控え、加盟店控え)は、加盟店の責任において保管し、他に譲渡できないものとします。
9. 加盟店が本条に反し、自らの判断で信用販売を行った場合、対象カード会社及び当社は当該信用販売について一切の責任を負わないものとします。

第8条(加盟店の義務、差別的取扱いの禁止等)

1. 加盟店は、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法及び犯罪収益移転防止法等の関係諸法令を遵守して、信用販売を行うものとします。
2. 加盟店は、有効なカードを提示したカード会員に対し、信用販売を拒絶したり、直接現金払いやクレジットカード以外の支払方法での利用を要求したり、現金客と異なる代金を請求したり、信用販売の金額に本規約に定める以外の制限を設けるなど、カード会員に不利になる差別的取扱いを行わないものとします。
3. 加盟店は、次の各号の取引に該当する信用販売を行わないものとします。
  - (1) 公序良俗違反の取引
  - (2) 法律上禁止された商品等の取引
  - (3) 特定商取引に関する法律に違反する取引
  - (4) 消費者契約法第4条の規定に基づき取消しが可能である取引
  - (5) 当社又は対象カード会社がカード会員の利益の保護に欠けると判断する取引
  - (6) カード会員が遵守すべき規約に違反して行おうとする取引
  - (7) 資金移動(送金)取引
  - (8) ショッピング枠を現金化するための取引
  - (9) その他当社又は対象カード会社が不適当と判断する取引
4. 加盟店は、商品券、プリペイドカード、印紙、切手、回数券及びその他の有価証券などを取り扱うことができないものとします。ただし、当社及び対象カード会社が個別に承諾した場合はこの限りではないものとします。
5. 加盟店は、本契約に従い、信用販売をおこなう加盟店の管理する施設内またはその周辺の見易いところに、対象カード会社所定の加盟店標識を掲示するものとします。
6. 加盟店は、当社及び対象カード会社から依頼があった場合、カード会員のカード使用状況などの調査に協力するものとします。
7. 加盟店は、カード会員から信用販売若しくは商品等に関し苦情又は相談を受けた場合、加盟店とカード会員との間において紛議が生じた場合又はカード会員、関係省庁又はその他の行政機関等から本条第3項に違反する旨の指摘又は指導を受けた場合には、加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。
8. 前項の場合、加盟店は、当社及び対象カード会社が行う調査に誠実に協力するものとします。
9. 加盟店は、本サービスの運用に関し、カード会員からの苦情及びお問い合わせ等に対する窓口を設置し、受け付けた苦情及び問い合わせに対して、速やかに対応することとします。

第9条(商品等の引渡し)

1. 加盟店は、信用販売を行った場合、カード会員に対し、原則として直ちに商品等の引渡し又はサービスの提供をするものとします。ただし、売上票記載の売上日に商品等の引渡し又はサービスの提供をすることができない場合は、会員に対し、書面をもって引渡し時期等を通知するものとします。
2. 加盟店は、信用販売による商品等に関する引渡し若しくはサービスの提供等を複数回又は継続的に行う場合、その商品等の引渡し又はサービスの提供方法等に関して、あらかじめ当社及び対象カード会社に申し出、当社及び対象カード会社の書面による事前の承諾を得るものとします。

第10条(事前承認の義務)

1. 第7条第2項に反し、加盟店が対象カード会社の承認を得ないで信用販売を行った場合には、加盟店は、当該信用販売の代金全額について一切の責任を負うものとします。
2. 加盟店は、故障及び障害等により当社決済システムが使用できない場合並びに当社及び対象カード会社が当該決済システムの使用について別途制限を設けた場合には、すべての信用販売につき、その都度、事前に当社又は対象カード会社へ電話連絡をして承認番号を得るものとします。

第11条(カードの不正使用等)

1. 加盟店は、当社又は対象カード会社から、紛失・盗難等の理由により無効とする旨の通告を受けたカード及び明らかに偽造、変造、模造又は破損と判断できるカードを提示された場合には、カード提示者に対し、信用販売を行わないものとし、当該カードを回収及び保管の上、直ちにその事実を当社又は対象カード会社に連絡するものとします。
2. 前項に反し、加盟店が信用販売を行った場合には、加盟店は、当該信用販売の代金全額について一切の責任を負うものとします。
3. 本条第1項のカードに起因する売上等が発生し、当社又は対象カード会社がカードの使用状況等の調査の協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力するものとします。また、加盟店は、当社又は対象カード会社から指示があった場合又は加盟店が必要と判断した場合には、所轄警察署へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

第12条(対象カード会社への債権譲渡等業務)

1. 当社は、加盟店を代理して、第7条により行った信用販売の対象となる商品等の代金に関する売上債権(以下「売上債権」という)を対象カード会社に譲渡する手続き(売上債権につき対象カード会社による立替払いをあっせんする手続きを含む)をとります。
2. 前項の手続きは、加盟店がカード会員に対して信用販売を行った日を売上日とした売上を証するデータ(以下「売上データ」という)を作成し、当社決済システムを利用して対象カード会社に対して行われます。ただし、第9条第2項で信用販売を行った売上票は、当社及び対象カード会社所定の方法により当社及び対象カード会社に提出するものとします。また、当社決済システムを利用しない場合は、当社が定める方法により対象カード会社に対して行われます。
3. 前項の債権譲渡等手続きは、原則として即日に行われますが、公的インフラの障害及び対象カード会社のコンピュータの障害をはじめとする当社の支配が及ばない原因によりこれが受け付けられない場合は、当該請求を障害復旧後に行い、このために加盟店の第18条に定める振込金額の受領が遅れたとしても当社は責任を負いません。
4. 対象カード会社への債権譲渡等は、当社及び対象カード会社が定める締切日までに本条第2項の売上データが対象カード会社に到達した売上債権について、当該締切日に行われたものとし、その効力が発生するものとします。ただし、当社及び対象カード会社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。
5. 加盟店は、信用販売を行った日から2か月以上経過した売上票について、債権買取を請求できないものとします。
6. 加盟店は、本契約に基づき当社又は対象カード会社に対して有する債権を第三者に譲渡、質入れ等できない

## PAYGATE包括加盟店規約(クレジット)

ものとし、また、加盟店は、第7条に基づき信用販売を行った場合、カード会員に対して売上債権を直接請求する権利を行使しないものとし、

### 第13条(債権買取代金の受領業務)

1. 当社または当社が指定する第三者は、加盟店を代理して、対象カード会社から支払われる前条の債権譲渡等に基づく債権買取代金を受領します。
2. 当社または当社が指定する第三者は、前項の債権買取代金の金額から第17条に規定する差引き処理を行ったあとの振込金額をとりまとめ、その明細を加盟店に通知します。ただし、当社から加盟店への振り込み又は請求がない場合はこの限りではありません。

### 第14条(支払停止の抗弁)

1. 加盟店がカード会員との間で本サービスを利用して行った信用販売に関して、カード会員が商品等に関する売上債権について割賦販売法に基づく支払停止の抗弁を、当社又は対象カード会社に申し出た場合、加盟店は、直ちに当該抗弁事由の解消に努めます。また、加盟店は、当該抗弁の内容及び理由について、当社又は対象カード会社から調査の協力を求められた場合、これに速やかに協力するものとし、
2. 加盟店は、カード会員が前項の支払停止の抗弁を申し出た場合、当社が次の各号の措置をとることをあらかじめ承知します。
  - (1) 当該信用販売の売上債権に対する振込が行われる前である場合は、当社は、加盟店に対して当該売上債権に対応する振込代金相当額を第13条第2項で確定した金額から留保することができるものとし、
  - (2) 当該信用販売の売上債権に対応する振込が行われた後である場合は、加盟店は、当社に対して当該売上債権に対応する振込代金相当額を直ちに返還するものとし、また、当社は、当該振込代金相当額を次回以降の加盟店に対する振込金額から差し引けるものとし、
  - (3) 当該抗弁事由が解消した場合は、当社は、加盟店に対して対象カード会社から当該売上に対する債権買取代金を受領した後に当該売上債権に対応する振込代金相当額を合算して振り込みます。なお、この場合には、当社は、遅延損害金を支払う義務を負わないものとし、
  - (4) カード会員と加盟店との間に第8条第7項に定める紛議が生じ、カード会員が信用販売代金の支払いを拒んだときの債権買取代金の支払いについても、前項を準用するものとし、

### 第15条(信用販売の取消)

1. 加盟店がカード会員との間で本サービスの利用を行った信用販売に関して、カード会員から返品があり、その要求が事前にカード会員に加盟店の提示した条件を満たす場合には、加盟店及び当社は当該信用販売が取り消され、当該信用販売の発生に遡って効力を失ったものとして取り扱います。
2. 加盟店がカード会員との間で行った信用販売に関して、これを合意により解除した場合も前項と同様とし、
3. 前二項の場合、加盟店は、直ちに信用販売の取消処理を行います。
4. 当社は、対象カード会社との取り決めにより、前項の取消処理を確認後、加盟店を代理して取消処理日を取消日とする取消を証するデータ(以下「取消データ」という)を作成することができるものとし、
5. 当社は、対象カード会社及びカード会員から第14条第1項の支払いを停止する旨の抗弁を受けた場合で、加

## PAYGATE包括加盟店規約(クレジット)

盟店が届け出た連絡先にて連絡が取れない場合は、自らの判断で、当社と対象カード会社との間で取り決めた方法により、取消処理ができるものとします。

6. 取消データを対象カード会社へ送信した信用販売の売上債権に対応する債権買取代金及び振込金額については第17条及び第18条に基づき処理を行います。

### 第16条(商品の所有権)

1. 加盟店がカード会員に対し信用販売した商品の所有権は、当該売上債権が当社又は対象カード会社に譲渡されたときに当社又は対象カード会社に移転するものとします。ただし、前条又は第17条により債権譲渡等が取消し又は解除された場合、売上債権に係る商品の所有権は、債権買取代金が未払いのときは直ちに、支払い済みのときは加盟店が当該代金を当社又は対象カード会社に返還したときに、加盟店に戻るものとします。
2. 加盟店が、偽造カードの使用、カードの第三者使用等によりカード会員以外の者に対して誤って信用販売を行った場合であっても、当社が加盟店に対し、当該売上債権に関する債権買取代金を支払った場合には、信用販売を行った商品の所有権は、当社又は対象カード会社に帰属するものとします。なお、この場合にも前項ただし書の規定を準用するものとします。
3. 信用販売した商品の所有権が、加盟店に属する場合でも、当社又は対象カード会社は、必要があるときは、加盟店に代わって商品を回収できるものとします。

### 第17条(債権譲渡等の取消又は解除)

1. 当社は、加盟店を代理して、譲り受けた売上債権について、次の各号の事由が認められる場合には、当社又は対象カード会社が債権譲渡等を取消又は解除することができるものとします。
  - (1) 本規約又は対象カード会社との加盟店契約に違反して行った取引があった場合
  - (2) 売上データの内容に誤りがあることが判明した場合
  - (3) カード会員から自己の利用によるものでない旨の申出があった場合
  - (4) カード会員が対象カード会社に対して加盟店の責に帰すべき事由により、利用したクレジットカード発行会社にクレジットカード利用代金を支払わないと主張する場合
  - (5) 利用日から2か月以上が既に経過した売上債権であった場合
2. 当社及び加盟店は、対象カード会社が前項各号により債権譲渡等を取消又は解除した場合、当該売上債権の債権買取代金又は振込金額に関して次の処理を行います。
  - (1) 債権買取代金が未だ対象カード会社から当社に支払われていないときは、対象カード会社は、当該債権買取代金相当額を次回以降の当社に対する支払金額から差し引くことができ、この場合、当社も加盟店に対する次回以降の振込金額から当該振込金額を差し引くことができるものとします。
  - (2) 当該債権買取代金が既に対象カード会社から当社へ支払われており、当社から加盟店への振込金額が未だ振り込まれていないときは、当社は、加盟店を代理して対象カード会社に対し、当該債権買取代金を直ちに返還し、加盟店に対する次回以降の振込金額から当該振込金額を差し引くことができます。
  - (3) 当該債権買取代金が既に対象カード会社から当社へ支払われており、当社からも加盟店に既に振込が完了しているときは、加盟店は、当社に対し当該振込代金を直ちに返還し、当社も対象カード会社に対して当該債権買取代金を直ちに返還します。なお、当社は、加盟店に対する次回以降の振込金

額から当該振込金額を差し引くことで、加盟店からの返還があったものとするができるものとし  
ます。

3. 当社は、次の各号の事由が発生したときには、対象となる売上債権について、加盟店を代理して対象カード会社に対し再度債権譲渡等の手続きを行います。
  - (1) 本条第1項第2号(売上データの内容誤り)の場合において、売上データ等の内容を訂正したとき
  - (2) 本条第1項第3号(カード会員の利用覚えなし)の場合において、当該カード会員の利用によることが当該カード会員との間で確定したとき
  - (3) 本条第1項第4号(カード会員の支払拒絶)の場合において、カード会員との紛議が解決したとき
4. 本条第1項及び第2項により当社及び対象カード会社と加盟店の間で債権買取代金の調整が必要となる場合においては、加盟店が一切の責任をもってこれを行うものとし、当社は加盟店に対して何ら責任を負わないものとする。

#### 第18条(振込金額)

1. 当社から信用販売の代金として加盟店に振り込む金額は、当社及び対象カード会社が定める締切日に締め切った第13条第2項の債権買取代金から第19条に規定する本サービスの料金の金額のほか、次の各号に定める金額を差し引いた金額になります。
  - (1) 第19条に規定する支払期限を徒過した本サービスの料金の金額
  - (2) 第14条に規定するカード会員からの抗弁が行われている売上債権の金額
  - (3) 第15条に規定する取消処理された信用販売に関する売上債権の金額
  - (4) 第17条に規定する対象カード会社による債権譲渡等の取消又は解除が行われた売上債権の金額。  
ただし、再度債権譲渡等手続きの措置をとった売上債権は、その直近の締切日に当該売上債権を加算します。
2. 当社は、前項の振込金額を別途定める振込日に加盟店が指定した銀行口座に振り込みます。なお、振込手数料は当社が定める金額を加盟店が負担します。
3. 振込日が金融機関休業日の場合、月末以外は翌営業日、月末は前営業日を振込日とします。
4. 当社は、第1項の支払を第三者に委託できるものとします。
5. 毎月1日から15日までの到着分は当月末日に、毎月16日から末日までの到着分は翌月15日に支払うものとし  
ます。なお、加盟店は当社との合意により前述のうちいずれかの月1回の支払を選択できるものとします。また、当  
社は、前述にかかわらず、毎月15日までの到着分を翌月15日に支払うことが指定できるものとします。

#### 第19条(本サービスの料金)

1. 加盟店は、本サービスの対価として、当社に対して所定の登録料、月額利用料、決済手数料及びトランザクシ  
ョン料を各々に課せられる消費税と合算して支払うものとします。なお、1円未満は切り捨てとします。
2. 本サービスの料金の発生時期は、次の各号のとおりです。
  - (1) 登録料は、加盟店申込者が本サービスの利用を開始するために当社に本契約を申し込んだ日
  - (2) 月額利用料、決済手数料及びトランザクション料は、本サービス開始日以降
3. 支払期限を経過しても加盟店から登録料が支払われない場合、当社は、前条に定めるとおり債権買取代金か  
ら当該登録料を差し引くことができ、加盟店は、あらかじめこのことについて了承するものとします。

## PAYGATE包括加盟店規約(クレジット)

4. 加盟店は、本契約の最初の更新を行う前に第28条に基づき中途解約を行う場合は、最初の更新までに支払うべき月額利用料を支払うものとします。
5. 当社は、既に受領した本サービスの料金について、いかなる場合も加盟店に返還しません。
6. 本条に規定する本サービスの料金に関する振込手数料及び公租公課は、加盟店が負担するものとします。

### 第20条(差押等の場合の処理)

本契約に基づき加盟店が当社又は対象カード会社に対して有する債権の差押、仮差押又は滞納処分等があった場合、当社は、当該債権を当社所定の手続きに従って処理するものとし、当社は、当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

### 第21条(加盟店情報の収集、保有及び利用)

1. 加盟店及びその代表者又は加盟店申込者及びその代表者(合わせて以下「加盟店等」という)は、当社及び対象カード会社が本条第2項に定める加盟店等の情報(以下「加盟店情報」という)のうち個人情報については必要な保護措置を行った上で、次のとおり取り扱うことに同意します。
2. 当社及び対象カード会社は、加盟店申込審査、サービス開始後の管理等取引上の判断、加盟店審査の義務の履行及び取引継続に係る審査並びにカード利用促進にかかわる業務のために、次の各号の加盟店情報を収集及び利用します。
  - (1) 加盟店の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等加盟店等が、加盟申込時及び変更時に届け出た事項
  - (2) 加盟申込日、サービス開始日、端末識別番号、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店等と当社及び対象カード会社の取引に関する事項
  - (3) 加盟店のカード取扱い状況
  - (4) 当社又は対象カード会社が収集した加盟店等のクレジットカード利用履歴
  - (5) 加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項
  - (6) 当社又は対象カード会社が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
  - (7) 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
  - (8) 当社又は対象カード会社が加盟を認めなかった場合、その事実及び理由
  - (9) 割賦販売法第35条の3の5及び割賦販売法35条の3の20における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実並びに調査の内容及び調査事項
  - (10) 割賦販売法に基づき同施行規則第60条第2号イ又は同3号の規定による調査を行った事実及び事項
  - (11) 個別信用購入あっせん業者又は包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事項
  - (12) カード会員から当社又は対象カード会社に申し出のあった苦情の内容及び当該内容について、当社又は対象カード会社がカード会員及びその他の関係者から調査収集した情報
  - (13) 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等に違反し、公表された情報等)及び当該内容について、加盟店信用情報機関(加盟店情報の収集及び加

## PAYGATE包括加盟店規約(クレジット)

盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの)及び加盟店信用情報機関の加盟会員が調査収集した情報

- (14) 加盟店信用情報機関が興信所から提供を受けた内容(倒産情報等)
3. 当社及び対象カード会社は、次の各号の目的のために、前項第1号から第7号までの加盟店情報を利用します。ただし、加盟店等が本項第2号に定める営業案内について中止を申し出た場合、当社及び対象カード会社は業務上支障がない範囲で、これを中止するものとします。
- (1) 当社及び対象カード会社が本契約に基づいて行う業務
- (2) 宣伝物の送付等、当社、対象カード会社又は他の加盟店等の営業案内
- (3) 当社及び対象カード会社のクレジットカード等決済事業その他の当社又は対象カード会社の事業(当社又は対象カード会社定款記載の事業をいう)における新商品、新機能及び新サービス等の開発
4. 加盟店等は、本条第2項各号の加盟店情報のうち個人情報を、対象カード会社と加盟店情報に関して提携した対象カード会社(以下「提携会社」という)が、加盟申込審査、サービス開始後の管理等取引上の判断、加盟店調査の業務の履行及び取引継続に係る審査並びにカード利用促進にかかわる業務のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者は、当社及び対象カード会社となります。
- 加盟店等は、本条第2項第1号から第7号までの加盟店情報のうち個人情報を、当社又は対象カード会社が加盟店情報の提供に関する契約を締結した会社又は組織(以下「共同利用会社」という)が、共同利用会社のサービス提供等のために共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者は、当社及び対象カード会社になります。
5. 加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報に該当しない情報についても、本条第1項から第5項までと同様に扱うことに同意します。
6. 当社は、加盟店等の同意のない限り、あらかじめ通知した範囲を超えて加盟店情報を第三者に提供しないものとします。ただし、法令により開示を求められた場合又は裁判所、警察等の公的機関若しくは弁護士から法律に基づく正式な紹介を受けた場合にはこの限りではないものとします。

### 第22条(加盟店信用情報機関の登録及び利用)

加盟店等は、本契約に基づき生じた加盟店等に関する客観的事実が、対象カード会社を通じて対象カード会社が加盟する信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいいます)に登録されること並びに当該信用情報機関に登録された情報(既に登録されている情報を含みます)が、加盟店に関する加盟審査及び本契約締結後の管理のため、対象カード会社及び当該信用情報機関の参加会員によって利用されることに同意します。

### 第23条(加盟店情報の開示、訂正、削除)

1. 加盟店等は、当社に対し、所定の手続きにより保有する加盟店情報を開示するよう請求することができるものとします。なお、対象カード会社及び信用情報機関それぞれが保有する加盟店情報の開示請求は、それぞれの所定の手続きにより各社、各機関に対し行うものとします。
2. 万が一、登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、当社及び対象カード会社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第24条(契約不成立又は契約終了後の加盟店情報の利用)

1. 当社及び対象カード会社は、当社又は対象カード会社が加盟を承諾しない場合であっても、第21条及び第22条に基づき、加盟申込の情報を利用します。
2. 当社及び対象カード会社は、本契約終了後も第21条に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社又は対象カード会社が定める所定の期間、加盟店情報及び本契約の終了に関する情報を保有し利用します。

第25条(カードに関する情報等の機密保持)

1. 加盟店等は、本契約に基づいて知り得たカード会員番号その他のカード及びカード会員に付帯する情報並びに当社及び対象カード会社の営業上の機密を機密情報として管理し、他に漏えい、滅失及び毀損(以下「漏えい等」という)又は本契約等に定める以外の目的で利用(以下「目的外利用」という)してはならないものとします。
2. 加盟店等は、前項の情報が第三者に漏えいすることがないように、情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。
3. 加盟店等は、本条第1項記載の情報につき、漏えい等が発生した場合には、直ちに当社に連絡するものとします。
4. 当社は、加盟店等で本条第1項記載の漏えい等が発生したと判断される合理的な理由がある場合には、加盟店等に対して、漏えい等の事実の有無、状況に関する報告を求め等必要な調査を行うことができ、加盟店等はこれに誠意をもって協力するものとします。
5. 加盟店等は、本条第3項の場合、漏えい等が発生した原因を詳細に調査し、有効かつ十分な再発防止策をとるものとします。
6. 加盟店等は、自らの責に帰すべき事由により、漏えい等又は目的外利用による損害が発生した場合には、当社は、加盟店等に対し、その損害の賠償を請求することができるものとします。
7. 本条の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

第26条(信用販売の停止)

加盟店が次の各号の事項に該当する場合、当社は、本契約に基づく信用販売を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、加盟店は、当社が再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとします。

- (1) 当社が、前条第1項の漏えい又は目的外利用が発生した疑いがあると認めた場合
- (2) 当社が、加盟店が第29条第1項に該当する疑いがあると認めた場合
- (3) その他、当社が必要と認めた場合

第27条(取引記録の保管)

1. 加盟店は、本サービスを利用して行ったカード会員との取引に関する記録を7年間保管するものとし、当社又は対象カード会社から請求があるときは、速やかに当該取引に関する記録を当社に提出するものとします。
2. 加盟店は、本サービスを利用して行ったカード会員との取引に関して当社が受領した記録を、当社が保有することをあらかじめ承諾します。

第28条(契約期間)

1. 本契約は、所定の方法で加盟店申込者が申込を行い、これを当社が承諾したとき(以下「締結日」という)に成立します。
2. 本契約は、前項に定める締結日に発効し、1年間有効とします。ただし、加盟店又は当社が契約満了3か月前までに書面をもって契約を更新しない旨の申し出をしないときは、同内容で1年間更新し、以降はこの例によるものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、当社は、直前1年間に信用販売の取扱いを行っていない加盟店については、予告することなく本契約を解約することができるものとします。
4. 本条第2項の規定にかかわらず、加盟店及び当社は、その希望する解約月の3か月前までに相手方に書面で通知を行うことで、本契約を解約できるものとします。なお、解約の効果は、解約月の末日に発生し、月額利用料に関しての日割り計算による精算は行わないものとします。

第29条(契約解除)

1. 前条の規定にかかわらず、加盟店が次の各号の事項のいずれか一つに該当するとき、当社は、加盟店に対し催告することなく直ちに本契約を解除することができ、かつ、その場合当社に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。
  - (1) 加盟店申込書等加盟に際し当社及び対象カード会社に提出した書面並びに第6条第1項記載の届出事項に虚偽の申請があったとき
  - (2) 他の者の債権を買い取って又は他の者に代わって当社及び対象カード会社に債権譲渡をしたとき
  - (3) 第17条の債権譲渡等の取消又は解除に応じなかったとき
  - (4) 前三号のほか本契約に違反したとき
  - (5) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき及びその他支払い停止となったとき
  - (6) 差押、仮差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき
  - (7) 破産、民事再生、会社更生、特別清算の申し立てを受けたとき又はこれらの申し立てを自ら行ったとき
  - (8) 前三号のほか信用状態に重大な変化が生じた当社が判断したとき
  - (9) 他のクレジットカード対象カード会社との取引にかかわる場合も含めて、信用販売制度又は通信販売制度を悪用していると当社が判断したとき
  - (10) 加盟店届出の店舗所在地に店舗が存在しないとき
  - (11) 事前に届けられた加盟店の住所、電話番号又はメールアドレスを用いても当社が加盟店に連絡をとれないとき
  - (12) 営業又は業態が公序良俗に反すると当社が判断したとき
  - (13) 架空売上債権の譲渡、その他加盟店が不正な行為を行った当社が判断したとき
  - (14) その他加盟店として不適当と当社が判断したとき
2. 加盟店が前項各号のいずれかに該当した場合又は該当する疑いがあると当社が認めた場合、当社は、前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、債権買取代金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は、遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

## PAYGATE包括加盟店規約(クレジット)

3. 当社は、第3条に規定する加盟店審査の結果、対象カード会社から加盟申込者を加盟店として不適当と認める旨の通知が当社に到達したとき又は加盟店が対象カード会社と締結している加盟店契約を終了したことを覚知したときは、加盟申込者又は加盟店に対し通知の上で本契約を解約することができるものとします。
4. 加盟店は、加盟店と対象カード会社との間で締結される第3条に定める契約が理由の如何を問わず終了した場合、本契約がこれと同時に解約されることにつき、あらかじめ了承します。

### 第30条(契約終了後の処理)

1. 本契約が終了した場合でも、契約終了日までに行われた信用販売は有効に存続するものとし、当社、対象カード会社及び加盟店は、当該信用販売を本契約に従い取り扱うものとします。ただし、当社、対象カード会社及び加盟店が書面により別途合意した場合は、この限りではありません。
2. 当社は、前条により本契約又は加盟店契約を解除した場合、加盟店から既に債権譲渡等を受けている売上債権について、債権譲渡等を解除するか、加盟店に対する債権買取代金の支払いを保留することができるものとします。
3. 加盟店は、本契約が終了した場合、直ちに加盟店の負担にてすべての加盟店標識をとりはずし、広告媒体からカードの取扱いに関するすべての記述、表記等を取りやめるとともに、売上集計表、売上票等、当社又は対象カード会社に返却するものとします。なお、決済端末を設置している場合には、決済端末の使用規約及びその取扱いに関する規定に従うものとします。

### 第31条(本サービスの終了)

1. 当社は、当社の都合で本サービスの一部又は全部を廃止し、その提供の終了に伴い、すべての加盟店について本契約の一部又は全部を終了する場合があります。
2. 当社は、前項の場合には、原則として、3か月前までにその旨を所定の方法で加盟店に通知するものとします。ただし、対象カード会社等の事情に基づいて廃止する場合又は緊急でやむを得ない事態が発生した場合には、この限りではないものとします。
3. 前二項に定める本サービスの一部又は全部の廃止又は終了によって加盟店に何らかの損害が生じたときも、当社は責任を負わないものとします。

### 第32条(反社会勢力との取引拒絶)

1. 当社及び加盟店は、自ら(加盟店の場合は加盟店等を含む)、自らの親会社及び子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者(関係会社の役員、従業員を含む)が、次の各号の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとします。また、当社及び加盟店は、本項の表明保証事項が事実ではないと判明した場合、直ちにその旨を相手方に通知するものとします。
  - (1) 暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)
  - (2) 暴力団員(暴力団の構成員)
  - (3) 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力

- 的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者)
- (4) 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業)
  - (5) 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)
  - (6) 社会運動等標榜ゴロ(社会運動等標榜ゴロとは社会運動若しくは政治活動を仮装し又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者)
  - (7) 特殊知能暴力集団等(前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人)
2. 相手方が前項の規定に違反していることが判明した場合、又は違反している疑いがあると当社、加盟店又は対象カード会社が認めた場合、当社、加盟店及び対象カード会社は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合当社、加盟店及び対象カード会社に生じた損害を相手方が賠償するものとします。また、この場合、第30条第2項の規定を準用するものとします。
  3. 加盟店が本条第1項の規定に違反していることが判明した場合、又は違反している疑いがあると当社又は対象カード会社が認めた場合には、当社及び対象カード会社は前項に基づき本契約を解除するか否かにかかわらず、債権買取代金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
  4. 当社は、加盟店が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく本サービスを一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、加盟店は、当社及び対象カード会社が再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとします。

### 第33条(損害賠償)

1. 当社は、加盟店が本契約の定めに違反したときは、加盟店に対してその違反状態の解消を求めることができるほか、加盟店の故意、過失に基づく損害を被った場合は、その違反と相当因果関係の認められる範囲の損害の賠償を請求することができるものとします。
2. 加盟店及び当社が、電気通信回線の通信不能、地震等の自然災害等それぞれの支配が及ばない事情により本規約に定める義務が履行できなかった場合は、相手方に対し損害賠償の責任を負わないものとします。
3. 当社は、保守点検を目的として当社決済システムを停止することができるものとし、このために生じた委託業務の処理の停止については、何らの責任を負いません。なお、当社決済システムの停止は、加盟店に対してあらかじめ停止の時期を文書又はメールで通知した上で行うよう努めますが、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。
4. 加盟店の行為により対象カード会社に損害が生じた場合、加盟店は、対象カード会社に損害の賠償を請求されることがあります。
5. 前項の損害賠償請求に関し、当社が対象カード会社に対して加盟店を連帯保証した上で対象カード会社から保証債務の履行を求められた場合、加盟店は、当社の保証債務の履行前であっても求償権に基づく請求を受

## PAYGATE包括加盟店規約(クレジット)

けた場合にこれに応じます。

### 第34条(本規約に定めのない事項)

加盟店は、本規約に定めのない事項については、当社が別に定める取扱要領等に従うものとします。

### 第35条(規約の変更)

当社が本規約の変更を行う場合は、1ヶ月の予告期間をおいて変更内容を通知、公告または公表(当社ホームページにおける変更内容の掲載その他合理的方法による)し、予告期間経過後は変更後の本規約が適用されるものとします。

### 第36条(準拠法)

本契約をはじめとして、加盟店と当社の間で締結される諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

### 第37条(合意管轄裁判所)

加盟店及び当社は、加盟店と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意するものとします。

(2025年10月24日改訂)

### <別表1> 売上集計表・売上票の締切日及び売上代金の支払日

信用販売の種類		取扱期間	売上締切日	支払日
1回払い・2回払い・リボルビング払い・分割払い(ボーナス併用分割払いも含む)		通年	15日	当月末日
			末日	翌月15日
ボーナス 1回払い	夏期	12月16日～6月15日	6月末日	8月15日
	冬期	7月16日～11月15日	11月末日	翌年1月15日

※包括加盟店規約にある締切日と支払日になります。

※売上集計表・売上票又は売上データは、売上締切日までの対象カード会社到着分をもって締め切るものとします。

※飲食業、一部サービス業ではショッピング1回払いのみの取り扱いとなります。

※海外発行カードの取扱いは1回払いのみの取り扱いとなります。

※支払日が金融機関休業日の場合には、末日は前営業日、その他の日は翌営業日を支払日とします。